

## 議案第 1号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成19年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定めた料金の上限の認可について、次のとおり専決処分をする。

平成19年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定めた料金の上限の認可について

平成19年4月1日に設立された地方独立行政法人鳥取県産業技術センターがその業務に関して料金を徴収するに当たり定めた料金の上限について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認可する。

1	試験分析手数料	1単位につき	104,800円
2	機器・設備使用料	1時間につき	7,400円
3	職員派遣支援手数料	1日につき	5,000円
4	人材育成研修受講料	1人当たり1コースにつき	36,000円
5	情報公開手数料	鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）別表に定める額	
6	土地・建物使用料		
(1)	土地使用料	1平方メートル当たり1年につき	1,090円
(2)	建物使用料		
ア	会議室使用料	1時間につき	2,380円
イ	上記以外の建物使用料	1平方メートル当たり1月につき	1,330円